町内会及び関係団体に対する補助金等一覧表（地域コミュニティ支援課関係を除く）　令和７年４月現在　NO.1

区　分	補助金等の名称	申請受付・交付時期	申請等に必要な書類
広報紙を毎月配布することに対して	広報よこすか・県のたより配布手数料 １部につき　11 円（広報よこすか） １部につき　８円（県のたより）	・申請受付　９月・３月 ・交付時期　11 月　（４月～９月分） ５月　（10 月～３月分）	「広報よこすか等配布部数報告書」 ※８月末・２月末に町内会長あて送付します。 **担当は　広報課** TEL046-822-9815
子どもたちの健全な育成を図るため、広場を維持し管理することに対して	チビッコ広場整備費交付金 ①遊具を増設したり取り替えようとするとき　上限 30 万円	・申請受付　随時 ・交付時期　随時	・申請書 ・見積書 ・現場写真 ・領収書 ・実施報告書 **担当は　公園管理課** TEL046-822-8333
	チビッコ広場管理費交付金 ②遊具の補修など広場の管理に、その面積や遊具数に応じて年額６万円～13 万円を交付します。	・申請受付　４月１日～４月末日 ・交付時期　５月下旬	・申請書 ・収支予算書 ・決算書 ・実績報告書 ・請求書　**担当は　公園管理課** TEL046-822-8333
公園などの清掃美化活動に対して	①公園清掃報償金 公園の清掃・除草を実施する広さにより年額 36,000 円～110,800 円を交付します。	・申請（新規）４月～１月（翌年度より対象） ・交付時期　11 月中旬（４月～９月分） ４月下旬（10 月～３月分）	・公園清掃実施申出書 ・作業実施報告書（９月・３月） **担当は　公園管理課** TEL046-822-8333
	②公園内便所清掃報償金 便所清掃１回につき　1,200 円 週４回実施	・申請（新規）４月～１月（翌年度より対象） ・交付時期　各月末締め、翌月払い	・公園内便所清掃実施申出書 ・作業実施報告書（各月ごとに提出） **担当は　公園管理課** TEL046-822-8333

町内会及び関係団体に対する補助金等一覧表（地域コミュニティ支援課関係を除く）　令和７年４月現在　NO.2

区　分	補助金等の名称	申請受付・交付時期	申請等に必要な書類
資源の有効な活用を図るための資源回収活動に対して	資源回収実施団体奨励金 奨励金は、重量により ４円／kg の額を差しあげます。	・申請受付　随時 ・交付時期　８月（４・５・６月分） 11 月（７・８・９月分） ２月（10・11・12 月分） ５月（１・２・３月分）	資源回収実施報告書の提出 **担当は 廃棄物対策課** TEL046-822-8469
	資源回収保管庫購入費補助金 補助率　１／２ 補助限度額　４万円	・申請受付　購入予定品、設置場所などの事前相談の上、申請書類を随時配布 ・対象　５団体まで（申請順） ・交付時期　９月～３月	・申請書 ・請求書 ・実績報告書 ・土地所有者の承諾書 ・領収書 ・設置済写真 ・カタログ ・保管庫配置図 **担当は 廃棄物対策課** TEL046-822-8469
ごみの散乱防止を目的として、ごみ収納ボックスの普及を促進することに対して	ごみ収納ボックス購入費補助金 補助率　３／４ 補助限度額　２万５千円	・申請受付　随時 ・交付時期　随時	・申請書 ・請求書 ・実績報告書 ・見積書の写し又は購入金額がわかるもの ・配置図 ・位置図 ・誓約書 ・設置済写真 ・領収書の写し **担当は 廃棄物対策課** TEL046-822-8469

町内会及び関係団体に対する補助金等一覧表（地域コミュニティ支援課関係を除く）　令和７年４月現在　NO.3

<table>
<tr><th>区分</th><th>補助金等の名称</th><th>申請受付・交付時期</th><th>申請等に必要な書類</th></tr>
<tr>
<td>自主防災組織または自主防災会が

・防災器材、防災服及び非常用備蓄食料を購入することに対して</td>
<td>防災器材等整備費補助金
補助率と補助対象上限額
<table>
<tr><th rowspan="2">種別</th><th rowspan="2">補助率</th><th colspan="3">補助対象上限額</th></tr>
<tr><th>防災器材</th><th>防災服</th><th>非常用備蓄食料</th></tr>
<tr><td>自主防災組織</td><td>8割</td><td rowspan="2">円

800,000</td><td rowspan="2">円

125,000</td><td>世帯　円
～500　50,000
501～1,000　90,000
1,001～1,500　130,000
1,501～　170,000</td></tr>
<tr><td>自主防災会※</td><td>3割</td><td></td></tr>
</table></td>
<td>・申請受付
6月上旬から11月下旬

・交付時期　申請受付後</td>
<td>・申請書
・事業計画書
・収支予算書
・見積書等
・防災器材保有数調査表
・事務連絡票
・自主防災組織編成表（任意）
担当は　危機管理課
TEL046-822-9620</td>
</tr>
<tr>
<td>自主防災組織が

・自主防災訓練をすることに対して</td>
<td>自主防災訓練報償金
(1)報償金･･･参加人数×200円
(2)加算金･･･1種類以上の訓練を、自主防災組織が主体的に(消防等の指導なし)実施した場合、次の額を加算します。
参加人数×100円
(3)上限額･･･1回の訓練における、1自主防災組織あたりの上限額は次のとおりです。
・主体的な訓練　60,000円　(参加人数200人分)
・上記以外の訓練　40,000円　(参加人数200人分)

※報償金の上限は 200 人分ですが、それを超える参加人数の訓練を抑制するものではありません。</td>
<td>・訓練受付　随時

・交付時期　訓練実施日から
２～３ヶ月後</td>
<td>・事前に所轄の消防署に相談し、自主防災訓練実施届を提出してください。

・請求手続き及び支給額に関する件
→担当は　管轄の消防署

・報償金振込みに関する件
→担当は　危機管理課
TEL046-822-9620</td>
</tr>
</table>

※自主防災会　自主防災組織に所属する一定規模（100戸以上）を有する共同住宅を単位として組織した団体

<table>
<tr><th>区分</th><th>補助金等の名称</th><th>申請受付・交付時期</th><th>申請等に必要な書類</th></tr>
<tr>
<td>避難所運営委員会
(自主防災組織等で構成される団体)が

・運営委員会の活動に係る経費に対して</td>
<td>避難所運営委員会活動費補助金
補助額
50,000円／年度（限度額）</td>
<td>・申請受付
4月上旬から11月下旬

・交付時期　申請受付後</td>
<td>・申請書
・事業計画書
・収支予算書
・事務連絡票
・避難所運営委員会組織編成表
・見積書等
担当は　危機管理課
TEL046-822-9620</td>
</tr>
</table>

町内会及び関係団体に対する補助金等一覧表（地域コミュニティ支援課関係を除く）　令和７年４月現在　NO.4

区分	補助金等の名称	申請受付・交付時期	申請等に必要な書類
町内会・自治会等が街路防犯灯を管理することに対して ※全ての防犯灯を市に移管している場合は、申請は不要です。	街路防犯灯管理費補助金 ・電気料金、管球交換の費用を補助 補助単価(1灯当たり・令和6年度実績) ①20W蛍光灯等　5,820 円 ②ＦＨＰ32W蛍光灯　6,370 円 ③36W蛍光灯等　8,743 円 ④ＬＥＤ灯（10VA 以下）　2,259 円 ⑤ＬＥＤ灯（10VA 超）　3,396 円 ※補助単価は電気料金の状況に応じて毎年見直します。	・申請時期 対象となる町内会等に、２月上旬に申請書提出を依頼します。	・申請書 ・管理灯数内訳表 ・設置位置図 **担当は　市民生活課** TEL046-822-9707
町内会・自治会等が防犯カメラを設置することに対して	町内会等防犯カメラ設置費補助金 ・防犯カメラ(レコーダーなど関連機器を含む。)の設置費を補助 ※電気代など維持管理に関わる費用は、補助対象外です。 リースも補助対象となりますが、契約満了時に所有権移転するものに限ります。リースへの補助を希望される際は、リース期間など、調整させていただく可能性がございます。 補助率　設置費の9/10 補助上限額　・ソーラー型(太陽光パネルにより発電された電気を消費して稼働するもの)300,000 円/基 ・従来型　270,000 円/基	・7月 18 日(金)までに事前相談してください。 ・8月下旬に交付申請書を提出 ・9月～2月下旬頃までに工事を実施し、工事完了検査後に補助金を交付	(事前相談時) ・設置位置図 ・撮影予定範囲がわかる写真 (交付申請時) ・申請書 ・事業計画書 ・収支予算書 ・事前協議結果通知書の写し ・管理責任者等届出書 ・見積書 ・設置場所の使用権原を証する書類 ・町内会等の意思決定を証する書類 **担当は　市民生活課** TEL046-822-9807

市民生活課では、上記のほか、防犯パトロール・交通安全活動用のジャンパー、ベストや腕章などの地域安全安心活動物品を支給しています。（TEL046-822-9807）
また、町内会等が街路防犯灯（市に移管していないもの）をＬＥＤ化する場合、設置費の一部補助をしています。（TEL046-822-9707）

町内会及び関係団体に対する補助金等一覧表（地域コミュニティ支援課関係を除く）　令和７年４月現在　NO．５

区分	補助金等の名称	申請受付・交付時期	申請等に必要な書類
町内会・自治会等が町内会館・自治会館に太陽光パネルを設置することに対して	重点対策加速化事業費補助金 ・太陽光パネルや蓄電池を導入する際に必要な費用を補助 補助単価・補助率 ①太陽光パネル　70,000円/ｋW ②蓄電池　本体価格及び工事費の１/３ ※国からの交付金を原資としているため、国の補助金との併用は出来ません。 ※蓄電池は、太陽光パネルと同時に導入した場合に限り対象となります。 （蓄電池単独での設置は交付対象外） ※「発電した電力量のうち、一定の割合を自家消費すること」、「蓄電システム費用の単価が設定金額以下であること」等、設備に応じて要件がございます。事前に担当までご相談ください。	・申請受付 令和８年１月15日までに 申請に必要な書類一式を提出 ・交付時期 工事を実施し、 令和８年２月15日までに 実績報告書を提出した後に 補助金を交付	【交付申請時】 ・交付申請書 ・役員等氏名一覧表 ・事業者であることが分かる書類 ・設備の設置費用の根拠となる書類 ・設備の設備容量等が分かる書類 ・太陽光発電設備の配置図 ・直近１年の月別電力消費量が分かる資料 ・想定の月別発電量が分かる資料 【実績報告時】 ・実績報告書 ・施工前後の写真 ・契約行為を行ったことが分かる書類 ・工事費用の支払いを確認できる書類 ・請求書 **担当は　都市戦略課** TEL046-822-8524